

平成30年度税制改正での主な変更点は次の通りです。

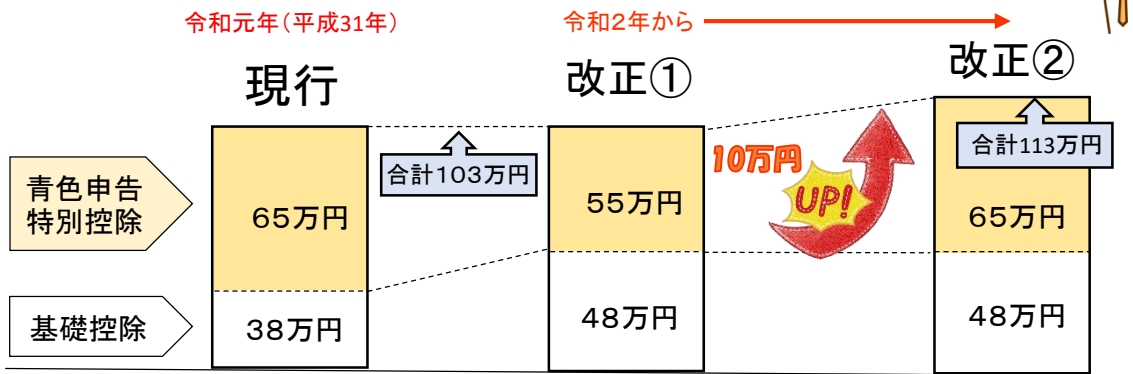
改正① 個人の方の所得税について

- 青色申告特別控除額が変わります！(現行65万円⇒改正後55万円)
- 基礎控除額が変わります！(現行38万円⇒改正後48万円)

↓ 更に！

改正② 「(改正後)55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

- e-Taxによる(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。



※10万円の青色申告特別控除の改正はありませんのでこれまでと同様となります。  
※改正②の適用を受けるための要件等は裏面をご覧ください。

◆基礎控除の改正

- (1) 基礎控除額が10万円引き上げられました。
- (2) 合計所得金額が2,400万円を超える所得者についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については基礎控除の適用はできないこととされました。

(注) これらの改正に伴い、年末調整において基礎控除の額に相当する金額の控除を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」を提出しなければならないこととされました。改正後の基礎控除額は、下記の通りです。

令和2年より

合計所得金額(住民税は前年)	基礎控除(所得税)	基礎控除(個人住民税)
2,400万円以下である個人	48万円	43万円
2,400万円を超え2,450万円以下である個人	32万円	29万円
2,450万円を超え2,500万円以下である個人	16万円	15万円

## 改正② 65万円の青色申告特別控除を受けるための要件

時 期	令和元年（平成31年）確定申告まで	令和2年（2020年）分確定申告から
65万円の 青色申告特別控除 の要件	(1) 正規の簿記の原則で記帳 （複式簿記） (2) 申告書に貸借対照表と 損益計算書などを添付 (3) 期限内申告	改正前と同じ＋ (1)、(2)、(3) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;">             ① e-Taxによる申告              （電子申告）              又は              ② 電子帳簿保存           </div>

### ① e-Taxによる申告（電子申告）とは・・・

- e-Taxとは、申告などの国税に関する各種の手続について、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステムです。
- 改正後、65万円の青色申告特別控除を受けるためには、パソコンにより、e-Taxで確定申告書・青色申告決算書等のデータを提出（送信）する必要があります。**※大平会計で電子申告を依頼しているお客様は対応済みです。**なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書・青色申告決算書等のデータを作成し、e-Taxで提出（送信）することもできます。
- ※1 ご利用のパソコンが e-Taxの推奨環境を満たしているかを、事前に e-Taxホームページでご確認ください。
- ※2 税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータを e-Taxで送信することはできないため、65万円の青色申告特別控除は受けられません。

#### e-Taxのご利用の流れは、

1. マイナンバーカードを取得！
2. ICカードリーダー又はスマートフォンを用意！  
 ※ マイナンバーカードの読み取りに対応したIC カードリーダー  
 又はスマートフォンが必要となります。
3. 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ  
 確定申告書・青色申告決算書等のデータを作成し、送信します。



### ② 電子帳簿保存とは・・・

- 一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。
- ※原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- 改正後の65万円の青色申告特別控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。

#### 令和2年（2020年）に限っては、

同年中に承認を受け、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け開始する日から同年12月31日までの間、これらの帳簿の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。